

# 指定短期入所生活介護（ショートステイ） 「久留米昌普久苑」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(久留米指定 第 4071606927 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 目 次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 利用対象者
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 介護記録の開示及び事業計画等資料の閲覧について
7. 苦情の受付について
8. 利用者様などの意見を把握する体制、第三者による評価実施状況等
9. 高齢者虐待防止について
10. 施設における事故の発生、再発防止について
11. 緊急時の対応について

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 守屋福祉会  
(2) 法人所在地 佐賀県神埼市脊振町鹿路 2290 番地 6  
(3) 電話番号 0952-51-9111  
(4) 代表者氏名 理事長 守屋 昌宣  
(5) 設立年月 平成 12 年 8 月 21 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・令和 2 年 3 月 10 日 指定  
福岡県指定 第 4071606927  
※当事業所は特別養護老人ホーム 久留米昌普久苑に併設されています。

- (2) 事業所の名称 ショートステイ 久留米昌普久苑  
(3) 事業所の所在地 福岡県久留米市上津町 1890 番地 1  
(4) 電話番号 0942-22-2660  
(5) 事業所長(管理者)氏名 末吉 秋彦

### (6) 当事業所の目的運営方針

- ①指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び精神的負担の軽減を図ります。  
②利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。  
③事業を運営するに当たって、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

- (7) 開設年月 令和 2 年 3 月 10 日

### (8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金(9時～18時) 土・日・祝日(9時～18時)
サービス提供時間	24時間

- (9) 利用定員 11 人

### (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、すべて個室(1人部屋)です。利用者の心身の状況や居室の空き状況を考慮して居室を決定しております。

ご契約者（利用者）から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	40室	40室（10室×4ユニット）のうち11室がショートステイ利用
合計	40室	
キッチン	4室	ユニット毎に1か所設置
リビング、食堂	4室	ユニット毎に1か所設置
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、歩行器、アシストサイクル
浴室	5室	一般浴槽（個浴）、特殊浴槽（ストレッチャー型、リフト型）
医務室	1室	

※ 当施設は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室に関する特記事項：トイレの設置

ユニット毎に2か所、1階と2階の脱衣室に1か所ずつ、特殊浴槽（ストレッチャー型）の浴室に1か所設置。

**(11) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備**

※ 介護保険の対象とならないため、ご利用の際は、契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

### 3. 利用対象者

(1) 当施設を利用できるのは、以下の通りとなります。

- ①短期入所生活介護 要介護1～5の認定の方
- ②介護予防短期入所生活介護 要支援1および要支援2の認定の方

(2) 利用開始時に要介護認定等を受けられる方であっても、利用後に要介護認定でなくなった場合（非該当）には、ご利用いただけなくなります。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	16名	3：1
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2名	3：1
5. 機能訓練指導員	兼務1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	非常勤1名	必要数
8. 栄養士	1名	1名
9. 調理員	4名	必要数

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 施設長	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで 常勤で勤務
2. 事務員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで
3. 生活相談員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで 常勤で勤務
4. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00 ～ 16：00 正規： 9：00 ～ 18：00 遅出： 10：00 ～ 19：00 夜間： 17：00 ～ 9：00
5. 看護職員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで  夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。 ※機能訓練指導員を兼務
6. 機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで ※看護職員を兼務
7. 介護支援専門員	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで 常勤で勤務
8. 医師	月2回
9. 管理栄養士	正規の勤務時間帯 9時00分 ～ 18時00分まで
10. 栄養士・調理員	早出： 6：00 ～ 15：00 正規： 9：00 ～ 18：00 遅出： 10：30 ～ 19：30

☆土日は上記と異なります。勤務時間は、変更することがあります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き利用者の負担割合に応じた額の差額が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ① 居室の提供

利用されるお部屋は、利用される度、同じとは限りません。

##### ② 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

##### （食事提供時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00

##### ③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ④ 排泄

- ・ご契約者の心身の状況に応じ、また個人のプライバシーを尊重のうえ、排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・オムツを使用しなければならない場合のオムツは、適宜取り替えるものとします。

##### ⑤ 機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

※下表は利用負担額1割の場合（2割、3割の方は下表の3のサービス利用にかかる自己負担額がそれぞれ2割の方は2倍、3割の方は3倍での計算となります。詳細は別紙料金表にて）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,040 円	要介護度 2 7,720 円	要介護度 3 8,470 円	要介護度 4 9,180 円	要介護度 5 9,870 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,336 円	6,948 円	7,623 円	8,262 円	8,883 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1・2）	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
4. 居室に係る自己負担額	2,066 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	4,215 円	4,283 円	4,358 円	4,429 円	4,498 円

☆介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

1か月の利用総単位数（送迎・療養加算含む）×0.136（小数点第一位を四捨五入）

☆送迎加算

自宅と施設間の送迎が必要な方は施設から送迎を致します（184円/片道）

☆対象者によっては、栄養マネジメントに伴う療養食加算（1食8円）をいただくことがあります。療養食の内容として、糖尿病や貧血等があります。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

□ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

第2段階：880円（居住費）600円（食費）

第3段階①：1,370円（居住費）1,000円（食費）

第3段階②：1,370円（居住費）1,300円（食費）

第4段階：2,066円（居住費）1,445円（食費）

<介護保険負担限度額段階>

第1段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護費受給の方
第2段階	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階①	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
第4段階	上記以外の方

(2) (1) 以外のサービス（契約書第5条、第10条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費の提供に係る費用

・ご利用者に提供する食事材料費及び調理に係る費用です。

朝食：405円 昼食：520円 夕食520円

・外出などの行事での特別な食事費（要した費用）

②居住費

ご利用者に提供する居室に係る光熱水費等にかかる費用です。

居室代：2,066円

※①②のみ介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は減額されます。但し、支給限度額以上のご利用分に関しては適用されません。

③介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### ④理髪・美容

[理髪サービス] 月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,800円 カットのみの料金の場合（令和6年8月1日現在）

#### ⑤貴重品の管理

ご利用中の期間、保険証などの貴重品は事務所にて保管させていただきます。

○保管管理者：施設長

○テレビ利用者される方に関しては1日100円、上限を1,000円として請求書に加算させていただきます。

○マイナンバーカードについて：鍵の付いた場所での保管とし、健康保険証として顔認証機能でのご利用となります。暗証番号に関してはご家族での管理をお願い致します。

#### ⑥レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ⑦複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

#### 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金など、利用者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものに関しては、かかる費用を負担していただきます。

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、（変更を行う原則2か月前までに）事前にご説明します。

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しますので、翌月25日までに以下の方法でお支払い下さい。



① 事務所窓口で現金でのお支払い
② 金融機関でのお振込み お振込先・・・福岡銀行 大牟田支店 口座番号 普通口座 3399828 社会福祉法人 守屋福祉会 理事長 守屋昌宜

**(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）**

- 利用予定期間の前に、契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金（食事代等）をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払して頂きます。

**6. 介護記録の開示及び事業計画等資料の閲覧について**

当苑では、介護記録の開示を行っております。ご希望される方はお申し出下さい。また、当苑の事業計画及び財務内容に関する資料の閲覧をご希望の方はお申し出ください。

**7. 苦情の受付について（契約書第22条参照）**

**(1) 当事業所における苦情の受付**

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 末吉 秋彦（施設長）
- 苦情受付担当者 中村 恵
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00 ～ 18:00

また、苦情受付ボックスを苑内に設置しています。

**(2) 行政機関その他苦情受付機関**

福岡県 国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本 13 番 47 号 電話番号・092-642-7859 FAX・092-642-7857
福岡県社会福祉協議会	所在地 福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 7 電話番号・092-915-351 FAX・092-584-3790
久留米市役所健康	所在地 福岡県久留米市城南町 15 番地 3

福祉部長寿支援課	電話番号・0942-30-9038 FAX・0942-36-6845
大牟田市役所 介護保険課	所在地 大牟田市有明町2丁目3番地 電話番号・0944-41-2683 FAX・0944-41-2662
みやま市役所 介護保険係	所在地 福岡県みやま市瀬高町小川5番地 電話番号・0944-64-1555 FAX・0944-64-1601
荒尾市役所 介護保険係	所在地 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話番号・0968-63-1418 FAX・0968-69-0955

## 8. 利用者などの意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1) アンケート調査、意見箱等利用者や家族の意見を把握する取組みを行います。
- (2) 必要に応じ、その他機関より第三者評価の実施を行います。

- ・ 直近実施状況           なし
- ・ 評価機関               未定
- ・ 評価の開示            評価実施後、随時開示

○契約後の利用者とその家族には評価実施後、書面にて評価結果の報告を行うものとする。

## 9. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待の発生またはその再発を防止する為、以下の取組みを行います。

- ・ 虐待防止対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。
- ・ 職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施します。

## 10. 施設における事故の発生、再発防止について

事故発生防止の為の委員会の開催及び職員に対する研修を実施します。また、安全対策担当者を定め、適切に実施します。

## 11. 緊急時の対応について

サービスを利用中にご利用者の体調の変化（発熱、血圧の変動等）において医療機関への受診が必要な場合は、ご契約者又は家族等で受診していただくことになります。その他、緊急を要する場合は医療機関と連絡をとり対応します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 久留米昌普久苑

説明者	職名	
	氏名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

契約者  
(署名代行者)

住所

氏名 (続柄 )

利用者家族  
(署名代行者)

住所

氏名 (続柄 )

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨構造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 2,221.26㎡

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

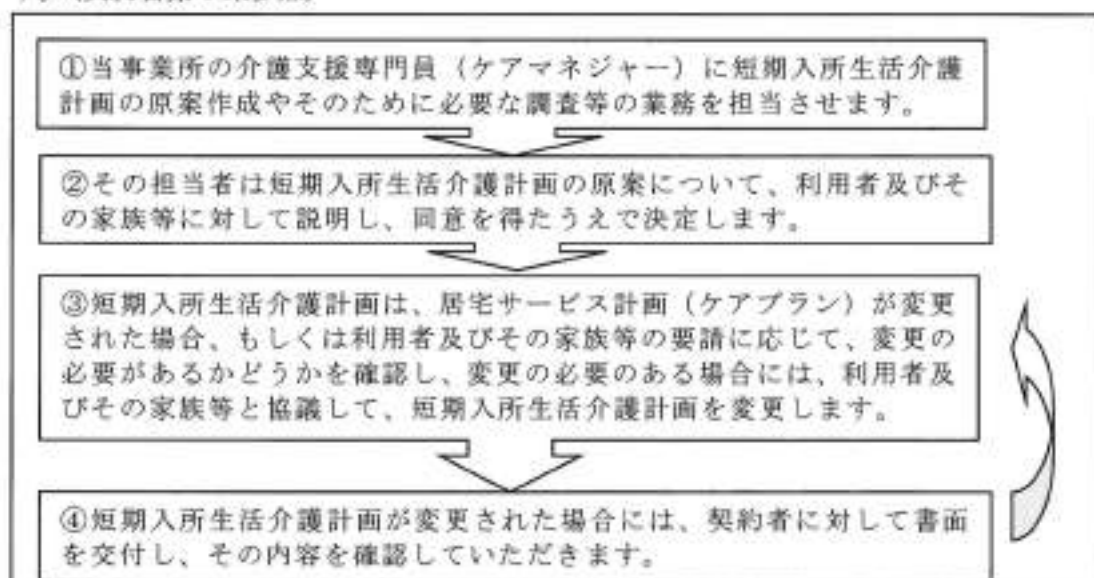
**看護職員**…主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務しています。

**医師**…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。(非常勤)

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

○ 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。  
○ 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
○ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

○ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
○ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

○ 要介護認定の申請に必要な支援を行います。  
○ 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
○ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

自立と認定された場合

○ 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

○ 契約は終了します。  
○ 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

○ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
○ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は利用者家族の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その

他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は利用者家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。

また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

・日常生活に支障をきたすと思われるもの。(ペット等)

### (2) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第13条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

施設内の喫煙は、ご遠慮ください。(全館禁煙です)

### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

#### ① 協力医療機関

医療機関の名称	姫野病院
所在地	八女郡広川町新代 2316 番地
電話番号	0943-32-3611

## 6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①利用者が死亡した場合</li><li>②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|---|

### (1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>②利用者が入院された場合</li><li>③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合</li><li>④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合</li><li>⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦他の利用者が利用者本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <p>①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。